

令和2年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 意見一覧

第1回会議については、書面による開催とさせていただきました。

委員一覧※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、前田裕之（愛知県司法書士会）、
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、加藤真二（豊田加茂医師会）、
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、
小澤伸也（豊田市基幹包括支援センター）

次第

- 1 委員・オブザーバー紹介
- 2 令和2年度の推進協議会の進め方について
- 3 令和元年度第3回会議における議論の整理について
- 4 議 事
 - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について
 - (2) とよた市民後見人の養成・共働について
 - (3) 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について

頂いた意見（要旨）

議事（1）豊田市成年後見制度利用促進計画について

【小澤委員】

- ・当該制度の利用促進(PR 活動)と支援体制(成年後見センターを中心とした)の充実
は連動したものでなければいけないので、現時点では偏ることなく推進していく
ことが必要だと思う。また、当該制度の理解について地域の方への PR を粘り強
く継続する必要性を感じる。

【前田委員】

- ・本資料 P2「他市では障がい・・・例が多くあり」具体的に活動内容と裁判所の選
任基準等情報があれば、提供して欲しい。

【杉村委員】

- ・成年後見人の周知を進めていく上で、身元保証人などと混同される場合がある。
医療機関や施設では身元保証人を求める傾向にある。そのため、周知する際に成
年後見人との区別や何をしてくれるのか?が明確になると相談が増えるのではな
いかと考える。

【阪田委員】

- ・ 将来ビジョンについての見直し。成年後見制度利用促進計画にもあるように「SDGs」(持続可能な社会になるような仕組み)を意識しながら行うことが肝要であると考える。

【近藤委員】

- ・ 包括的相談支援体制について高齢者、障害者虐待の専門的判断、虐待対応手段として後見人選任後、介入を終了ではなく、モニタリングを実施し必要に応じて、介入を継続すること(後見活動と虐待対応は区別する)が必要と考える。
- ・ 市民が行う権利擁護のうち地域住民による権利擁護を誰が監督するか。新たな担当を確保して積極的に推進することを望む。
- ・ 意思決定支援については意思決定支援ポイント集をわけろ。

議事(2) とよた市民後見人の養成・共働について

【小澤委員】

- ・ 市民後見人、くらしの応援資金の募集に関しては、企業等の社会貢献担当窓口にもPRすることで、企業を巻き込んだ意識啓発ができるのではないかと思います。

【前田委員】

- ・ 本資料P2、社会貢献活動をしたい民間企業、商工会議所、労働組合等に「広報」と、「人材提供への理解」と、「協議の場を設けること」は可能か。

【杉村委員】

- ・ 「権利擁護」とは具体的に何をするのか?が明確になると、寄付につながるのではないかと思います。何にお金が使われるのか漠然としすぎている印象である。

【阪田委員】

- ・ 周知として、企業に対してのアプローチの強化は必要。働き方改革で企業も余暇の過ごし方に課題がある。社会貢献の観点からも企業は求めているので、今こそウィンウィンで推進していくべきである。

【近藤委員】

- ・ 市民後見人養成講座をみよし市など他の市町村との共同開催は可能か。

議事(3) 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績について

【小澤委員】

- ・ 市民後見人の養成について、初めての試みであり17名という人数に良し悪しの判断はつけ難いが、今後いかに市民後見人の活躍する場を整えるかである。

【前田委員】

- ・ 一般からの寄付の受付、例えば①日赤の赤い羽根募金のようにする。②各種団体に広報と協力依頼をする。

【杉村委員】

- ・ いつも頑張っていてありがとうございます。

【阪田委員】

- ・法人後見受任件数が多いのは喜ばしいことだが、事務業務も含め、やれる人が少ない。職員が疲弊していくのと、事務処理的になるのが心配である。
- ・目標の設定も大切だが、何のためにこの事業をやったのかを後見の会議で再確認していくことのほうが大切である。
- ・情報の共有は大事である。障害者相談員や地域包括支援センターなどの横のつながりの強化は必要。支援がしっかりしていれば、あえて後見をつける必要はないと思う。

【近藤委員】

- ・豊田市社協職員(社会福祉士)の後見受任について、環境整備を要望する。

【笠松次席書記官】

- ・現状、親族後見人の割合は平成30年度で3割を切っている。親族後見人が望ましい一方、本人に課題がある場合や親族では対処が難しい状況があり、親族を専任できない事例も一定程度ある。中核機関としての支援体制が構築され、支援を受けながら親族後見人の後見活動が進められるようになれば、親族後見人が増えていくのではないかと考えている。

以上